

# 低公害車導入促進事業助成金交付要綱

平成20年5月14日制定  
公益社団法人新潟県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車の排出ガス問題等の環境保全対策を推進するため、会員事業者に対し低公害車の導入を促進し、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)及び窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)排出量の削減に資するため、低公害車の導入促進助成金の交付に係わる、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 「低公害車」とは、ディーゼルトラックの最新排ガス規制適合車に比べ、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)または窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)排出量が少ない貨物自動車であって、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が指定する自動車とする。

## (低公害車導入に対する助成)

第3条 会員事業者が低公害車を導入しようとするときは、予算の範囲内において、導入に要する費用の一部を助成する。  
但し、低公害車の導入がリース契約の場合は、全ト協が認定した登録リース会社に限る。

## (助成額の算定)

第4条 会員事業者への助成金交付額は、別途、全ト協及び県ト協の定める助成額とする。  
但し、当初の導入計画を超えて導入する場合の1台当たり助成額は、当初の導入計画に相当する助成額を変更後の導入台数で除した金額とすることができる。

## (助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、第3条の助成を受けようとするときは、車両を登録する前に「低公害車導入促進助成金交付申請書」により申請するものとする。

## (交付の決定、通知)

第6条 会員事業者から前条により申請があったときは、審査のうえ、適切であると認められた場合は、予算の範囲内で、第3条、第4条の規定に基づき助成金の交付額を決定し、低公害車導入促進助成金交付決定通知書により、当該事業者(リースによる場合はリース会社)に対して通知するものとする。

## (実績報告・助成金の支払)

第7条 車両の登録完了後1ヶ月以内に実績報告書を提出するものとする。  
但し、領収書を期限内に添付できない場合は、3ヶ月以内に領収書(写)を提出するものとする。(年度末の提出は2月末までとする。)  
2. 助成金の支払いは、会員事業者(リースによる場合はリース会社)へ支払うものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2. 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。但し、当該車両が第9条に定める処分制限期間を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4) 事業者が会員資格を失ったとき、または助成を受けた車両を他の都道府県への配置換えを行った時。

3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、事業者に対し前項の事由の発生した期間に応じ、期限を定めてその返還を求めることができる。

4. 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく県ト協に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りでない。

(報告)

第10条 助成金を受けた事業者に対し、必要に応じ、第3条に関して報告を求めることが出来るものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、全ト協の定める実施要領によるほか、関係者で協議のうえ決定するものとする。

(付則)

この要綱は、平成10年12月21日から施行する。

一部改定平成11年7月19日（第4条第2号、第7条）

一部改定平成15年8月25日（第2条）

一部改定平成16年8月20日（第2条、第4条第2号）

一部改定平成18年12月12日（第2条、第8条、第9条）

一部改定平成20年5月14日（第4条、第8条）

<申請書記入注意事項>

CNGトラック・ハイブリッドトラック(買取り・LEVOリース)用

申請日 平成 年 月 日

低公害車導入促進助成金交付申請書

捨て印を押印

捨印

・申込者名記入  
会社の代表者名は会社  
登記上で代表権のある  
者が原則必要

トラック協会会長殿

・国の補助制度の選択  
国土交通省を選択する  
場合、協調団体を選択

1. 2のどちらかを○印で囲み  
2の場合は1もしくは2を選択する

国の補助制度の選択

1. 経済産業省  
2. 国土交通省  
※協調団体等  
イ. トラック協会  
ロ. 地方自治体  
下記の基本要件を全て  
満たすこと  
・車両総重量が2.5t  
超であること  
・買取りの場合は3台  
以上導入すること  
(緩和要件あり※)  
・地方公共団体等の  
補助要件を満たして  
いること  
・ハイブリッド車は新長  
10x10  
10x10

申込者(導入事業者)  
会社名  
代表者の役職・氏名  
営業所  
役職・氏名  
〒 所在地  
TEL:  
FAX:

①④枚目に実印を押印

・申込責任者  
導入事業者  
の担当者連  
絡先を記入

〒 所在地  
TEL:  
FAX:

\*代表者・申込責任者・導入営業所・その他( )

TEL:  
FAX:

〒 所在地  
TEL:  
FAX:

・リースの場合、  
リース料の請求  
先を記入

〒 所在地  
TEL:  
FAX:

・導入方法  
リース・買取りのいずれかに○を  
つける(リースの場合はリース期  
間を選択)

下記の車両について、導入の申請をいたします。(※印は該当する項目)

導入方法	*リース(注文架装・有・無) (リース期間: 3年・4年・5年・6年)・買取り(要見積書添付)		
自動車の種類	*CNG車(新車)	CNG車(使用過程車改造)	ハイブリッド自動車
メーカー名・車名	メーカー名: 車名(通称名):		
車両の型式	-	(カタログ値・標準荷台)	*車種クラス 最大積載量(減トン前) □□.□ t 小型 中型 大型
車両の形状等	*キャブ幅 → (標準・広幅) *ロング・ショート *ポディー シャーシのみ・冷凍・その他( )		
台数	台	台	車(改造) 平成 年 月 日
営業所	〒 所在地		
車検証の使用の本拠の位置	〒 所在地		

最大積載量は、減トン前(カタログ値・標準荷台)の項目を記入  
※誤記に注意すること

※登録予定日を必ず記入すること

販売会社  
社名・支店・営業所等  
〒 所在地  
TEL:  
FAX:  
担当者名

・確認番号を記入  
協会番号十年度(20)  
土通し番号4桁

※CNG車(使用過程車改造)の場合  
※都道府県トラック協会使用

全ト協様式1(第6条関係)

○ CNGモデル事業対象の場合、○を記入

確認番号 □□□□□□□□

社団法人 全日本トラック協会会長殿

協会名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

協会名・会長名を記入  
②④枚目に押印  
(都道府県ト協の内規により、実印以外でも可)

低公害車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき申請します。

助成金額を記入

全ト協助成金額 \_\_\_\_\_ 円

地方ト協助成金額 _____ 円	国土交通省補助金額 _____ 円
経済産業省補助金額 _____ 円	地方自治体等補助金額 _____ 円 (名称)

①枚目...記入用(都道府県ト協控え) ②枚目...全ト協申請 ③枚目...都道府県ト協宛て決定通知 ④枚目...LEVO回付用 ⑤枚目...申請者控え ※②~④枚目を全ト協に送付

平成 年 月 日

低公害車導入促進助成事業実績報告書（購入）  
（助成金交付請求書）

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所  
会社名  
代表者

㊞

低公害車導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

1. 確認番号
2. 事業所の名称
3. 対象車両 (1) 種別 (天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)  
(2) 台数 台
4. 車両登録日 平成 年 月 日
5. 車両登録番号
6. 助成金支払い請求額 円
7. 振込先銀行口座 銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合  
支店名： 本店 ・ 支店  
預金種別： 普通 ・ 当座  
口座番号：  
フリガナ：  
口座名義：
8. 申請担当者 氏 名： 電話番号：  
FAX番号：

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1. ～6. までの内訳を別紙に記載し、添付する。

※2. 添付書類

- (1) 導入した低公害車の車両検査証 (写)
- (2) 車両代金支払いに係る領収書 (写)

<申請書記入注意事項>

ハイブリッドトラック(リース)用

申請日 平成 年 月 日

低公害車導入促進助成金交付申請書

捨て印を押印

捨て印

・申込者名記入  
会社の代表者名は会社  
登記上で代表権のある  
者が原則必要

・国の補助制度の選択  
国土交通省を選択する  
場合、協調団体を選択

1・2のどちらかを○印で囲み  
2の場合は丸はくはくを選択する

申込者  
(導入事業者)

・申込責任者  
導入事業者  
の担当者連  
絡先を記入

①④枚目に実印を押印

国の補助制度の選択  
1. 経済産業省  
2. 国土交通省  
※協調団体等  
イ。トラック協会  
ロ。地方自治体  
下記の基本要件を全て  
満たすこと  
・車両総重量が2.5t  
超であること  
・新長期規制値より  
NOx10%かつPM50  
%低減車両である  
こと  
・地方公共団体等の  
補助要件を満たして  
いること

リース会社

・リース会社の「代表者役職・氏名」は、  
国の申請に準じた内容を記入する。  
(代表取締役もしくは登記上代表権のある  
氏名の記入が原則必要)

をいたします。(※印は該当する項目を○で囲む)

(リース期間 \*3年・4年・5年・その他( 年))

カー名:

車名	車名(通称名):	
車両の型式	(カタログ値・標準荷台)	*車種クラス 小型 中型 大型
車両の形状等	最大積載量 (減トン値) [ ] [ ] [ ] t	キャブ幅 [ ] ショート ボディ [ ] シャーシのみ・冷専・その他( )
台数	平成 年 月 日	
営業所		
車検証の使用の本拠の位置		

最大積載量は、減トン  
前(カタログ値・標準荷  
台)の項目を記入  
※誤記に注意すること

※登録予定日を  
必ず記入すること

販売会社	社名・支店・営業所等	TEL:
	連絡先	FAX:
	担当者名	

・確認番号を記入  
協会番号+年度(20)  
+通し番号4桁

※都道府県トラック協会使用

全ト協様式1(第6条関係)

確認番号 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

社団法人 全日本トラック協会会長殿

協会名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

協会名・会長名を記入  
②④枚目に押印  
(都道府県ト協の内規により、実印以外でも  
可)

低公害車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき、全ト協に申し送り中請します。

全ト協助成金額 \_\_\_\_\_ 円

地方ト協助成金額 \_\_\_\_\_ 円

国土交通省補助金額 \_\_\_\_\_ 円

経済産業省補助金額 \_\_\_\_\_ 円

地方自治体等補助金額 \_\_\_\_\_ 円  
(名称)

①枚目...記入用(都道府県ト協控え) ②枚目...全ト協申請 ③枚目...都道府県ト協宛て決定通知  
④枚目...LEVO回付用 ⑤枚目...申請者控え ※②~④枚目を全ト協に送付

平成 年 月 日

低公害車導入促進助成金事業実績報告書（リース）  
（助成金交付請求書）

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所  
会社名  
代表者

印

低公害車導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

1. 確認番号
2. 事業所の名称
3. 対象車両 (1) 種別 (天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車)  
(2) 台数 台
4. リース期間
5. 車両登録番号
6. 助成金支払い請求額 円
7. 振込先銀行口座 銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合  
支店名： 本店 ・ 支店  
預金種別： 普通 ・ 当座  
口座番号：  
フリガナ  
口座名義：
8. 申請担当者 氏 名： 電話番号：  
FAX番号：

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1. ～6. までの内訳を別紙に記載し、添付する。

※2. 添付書類

- (1) リース契約書 (写)
- (2) 導入した低公害車の車両検査証 (写)